

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）②」です。

第 21 講 「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）②」

（確定拠出年金法第 19 条 2018 年度版条文集 P44 ほか）

第 20 講では企業型年金加入者掛金拠出を実施する際の要件を中心にみてみましたが、第 21 講では、拠出方法や額の変更を中心にみてみます。

まず、確定拠出年金法第 19 条をみてみましょう。

第 19 条は企業型年金の掛金に関する規定で、このうち第 3 項に、企業型年金加入者は、企業型年金規約の定めに基づいて、年 1 回以上定期に自ら掛金を拠出できることが定められています。

拠出の方法については、確定拠出年金法施行令第 10 条の 4 に定めがあり、掛金は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間について、企業型掛金拠出単位期間（12 月から翌年の 11 月までの 1 年間）を単位として拠出することができます。ただし、企業型掛金拠出単位期間を区分して拠出区分期間を設けた場合は、拠出区分期間ごとに拠出することができます。この場合、確定拠出年金 Q & A（以下「Q & A」）71-5-1 に記載されているように、全ての拠出区分期間で企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」）を拠出する必要はなく、一部の拠出区分期間において掛金額を 0 円として、加入者掛金を拠出しない取扱いとすることもできます。

拠出区分期間については Q & A 71-17 に記載されているように、加入者掛金の拠出区分期間と事業主掛金の拠出区分期間は必ずしも一致させる必要はありません（第 4 講（掛金の拠出方法）参照）。この点について、法令解釈第 1.3 では、2019 年 1 月より掛金が年単位で管理されることになったことに伴い、従前より企業型年金加入者掛金拠出を実施している場合において加入者掛金の拠出区分期間を定めるときは、毎月拠出する拠出方法もふまえて定めるとされています。

なお、第 20 講でみたように、加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えないようにしなければなりませんが、掛金の額の比較は、企業型年金加入者掛金が拠出される都度行う必要があります。具体的には、Q & A 71-5 に記載されているように、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出した加入者掛金の累計総額が、当該期間内でそれまでに拠出した事業主掛金の累計総額を超えないかどうかを比較します。

次に、加入者掛金の額の変更についてみてみましょう。

加入者掛金の額の変更は、確定拠出年金法第 19 条第 4 項の定めにより、原則として企業型年金加入者の指図により変更されます。変更できる回数は、確定拠出年金法施行令第 6 条第 4 号の定めにより、原則として企業型掛金拠出単位期間につき 1 回です。ただし、以下の場合は「1 回」に含めません。

- ① 事業主掛金の額が引き下げられたことにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなったため、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合（確定拠出年金法施行令第 6 条第 4 号ハ）
- ② 事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計額が拠出限度額を超えることとなったため、拠出限度額を超えないように、加入者掛金の額を変更する場合（確定拠出年金法施行規則第 4

条の2第1号)

- ③ 提示される加入者掛金の額の選択肢が変更されたことにより、企業型年金加入者が拠出していた額を拠出できなくなったため、加入者掛金の額を変更後の選択肢の額に変更する場合(確定拠出年金法施行規則第4条の2第2号)
- ④ 加入者掛金の額を零に変更する場合(停止する場合)(確定拠出年金法施行規則第4条の2第3号)
- ⑤ 加入者掛金の額を零から変更する場合(再開する場合)(確定拠出年金法施行規則第4条の2第4号)
- ⑥ 企業型年金加入者が加入者資格を喪失するため、加入者掛金の額を拠出に係る期間の月数に応じて変更する場合(確定拠出年金法施行規則第4条の2第5号)

なお、法令解釈第1.3に記載されているように、企業型年金規約に、①～③の取り扱いや、給与が減額される場合などに④の取り扱いをすることを定めた場合には、企業型年金加入者の変更の指図がなくても、事業主が加入者掛金の額を変更することができます。ただし、この場合は、変更後、速やかに加入者にその旨を報告しなければなりません。

企業型年金の加入者掛金拠出に関する規定は法令の各所に定められているため、全貌を把握するのが難しくなっていますが、法令解釈やQ&Aも参照して、具体的な基準に関する理解を深めると良いでしょう。

次回は、「運用指図者」です。

※記載内容は2019年4月1日現在の法令に基づくものです。